

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月28日 現在)

| 福島県 |                               | 出荷制限  | 摸取制限          |
|-----|-------------------------------|---|---------------|
| 原乳  |                               | 2市6町3村※1  | —             |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類<br>(ホウレンソウ、コマツナ等)     |   | 2市6町3村※2      |
|     | 結球性葉菜類<br>(キャベツ等)             | 2市6町3村※2  |               |
|     | アブラナ科の花薺類<br>(ブロッコリー、カリフラワー等) |   |               |
|     | カブ                            |   |               |
|     | 原木シイタケ(露地栽培)                  | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)   | 飯館村           |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)                  | 伊達市、川俣町、新地町   | —             |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)                   | 相馬市、いわき市  | —             |
|     | キノコ類<br>(野生のものに限る。)           | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市、いわき市、棚倉町 |
|     | たけのこ                          | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村   | —             |
|     | わさび<br>(畑において栽培されたものに限る。)     | 伊達市、川俣町   | —             |
|     | くさてつ(こごみ)                     | 福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村  | —             |
|     | たらのめ(野生のものに限る。)               | 福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村   | —             |
|     | ふきのとう(野生のものに限る。)              | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町   | —             |
|     | こしあぶら                         | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村   | —             |
|     | ぜんまい                          | 二本松市、相馬市、いわき市、川俣町   | —             |
|     | わらび                           | 福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町   | —             |
|     | ウメ                            | 福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町  | —             |
|     | ユズ                            | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町   | —             |
|     | クリ                            | 二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市  | —             |
|     | キウイフルーツ                       | 相馬市、南相馬市  | —             |
| 雑穀  | 大豆                            | 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)   | —             |
| 穀類  | 米(平成23年産)                     | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)   | —             |
|     | 米(平成24年産)                     | ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、福島市(旧立子山村の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)  |               |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。)                   | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)  | 新田川(支流を含む。)   |
|     | ウゲイ                           | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち竜ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)  | —             |
|     | ウナギ                           | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)   | —             |
|     | アユ(養殖を除く。)                    | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)  | —             |
|     | イワナ(養殖を除く。)                   | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)   | —             |
|     | コイ(養殖を除く。)                    | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)  | —             |
|     | フナ(養殖を除く。)                    | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)  | —             |
|     | 水産物40種※4                      | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  | —             |
| 肉   | 牛の肉※5                         | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   | —             |
|     | イノシシの肉                        | 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村                     | 6市10町4村※6     |
|     | クマの肉                          | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村    | —             |
|     | ヤマドリの肉                        | 全域  | —             |

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域及びに原町区高倉字御堂、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松原、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木、原町区馬場字横木、原町区馬場字松原の区域)、川俣町(東京電気高峰村、原町区馬場字松原の区域に限る。)、猪苗代町(山木の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森木、原町区高倉字馬場五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷善屋、原町区片舟字洋渡及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村

※4 アイナ、アカガレイ、アカシタビラミ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスマベリ、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバチル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒカンギ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラサキ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月28日 現在)

| 青森県 |                            | 出荷制限  |
|-----|----------------------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)            | 青森市、十和田市、階上町  |
| 岩手県 |                            | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培)               | 一関市、奥州市   |
|     | 原木シイタケ(露地栽培)               | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町   |
|     | 原木ナメコ                      | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)            | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町   |
|     | タケノコ                       | 一関市、奥州市   |
|     | こしあぶら                      | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町   |
|     | ぜんまい                       | 一関市、奥州市、住田町   |
|     | せり(野生のものに限る。)              | 一関市、奥州市   |
|     | わらび(野生のものに限る。)             | 陸前高田市、奥州市   |
|     | ソバ                         | 盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)   |
| 水産物 | クロダイ                       | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | スズキ                        |   |
|     | マダラ                        |   |
|     | イワナ(養殖を除く。)                | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)  |
| 肉   | ウグイ                        | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)  |
|     | 牛の肉*                       | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | シカの肉                       | 全域  |
|     | クマの肉                       | 全域  |
| 宮城県 |                            | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)               | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町   |
|     | タケノコ                       | 白石市、栗原市、丸森町   |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)            | 栗原市、大崎市   |
|     | くさそてつ(ごみ)                  | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町  |
|     | こしあぶら                      | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町  |
|     | ぜんまい                       | 気仙沼市、大崎市、丸森町  |
|     | ソバ                         | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)  |
|     | ヒガングフ                      | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域  |
|     | ヒラメ                        |   |
|     | クロダイ                       |   |
| 水産物 | スズキ                        | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。) |   |
|     | イワナ(養殖を除く。)                | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)                | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
|     | ウグイ                        | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)   |
|     | 牛の肉*                       | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | イシシの肉                      | 全域  |
|     | クマの肉                       | 全域  |
| 山形県 |                            | 出荷制限  |
| 肉   | クマの肉                       | 全域  |
| 茨城県 |                            | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)               | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町   |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)               | 土浦市、鉾田市、茨城町   |
|     | タケノコ                       | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村   |
|     | こしあぶら(野生のものに限る。)           | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市   |
|     | イシガレイ                      |   |
|     | コモンカスペ                     |   |
|     | シロメバル                      | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | スズキ                        |   |
|     | ニベ                         |   |
|     | マダラ                        | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| 水産物 | ヒラメ                        | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|     | アメリカナマズ(養殖を除く。)            | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川  |
|     | ギンブナ(養殖を除く。)               | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川  |
|     | ウナギ                        | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)   |
|     | イシシの肉                      | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.  |
|     | 茶                          | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村   |
| 栃木県 |                            | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)               | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町   |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)               | 鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町  |
|     | 原木クリタケ(露地栽培)               | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町  |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)                | 佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)            | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町   |
|     | タケノコ                       | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町  |
|     | くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)       | 大田原市、那須塩原市、那須町  |
|     | こしあぶら(野生のものに限る。)           | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町  |
|     | さんしようと(野生のものに限る。)          | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市   |
|     | ぜんまい(野生のものに限る。)            | 日光市、那須町   |
| 水産物 | たらのめ(野生のものに限る。)            | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町  |
|     | わらび(野生のものに限る。)             | 鹿沼市、大田原市  |
|     | クリ                         | 大田原市、那須塩原市、那須町  |
|     | ウグイ(養殖を除く。)                | 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)  |
| 肉   | イワナ(養殖を除く。)                | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)  |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)                | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)  |
|     | 牛の肉*                       | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
| その他 | イシシの肉                      | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.  |
|     | シカの肉                       | 全域  |
| その他 | 茶                          | 鹿沼市、大田原市  |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月月末未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月28日 現在)

| <b>群馬県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
|------------|-----------------|--|
| 野菜類        | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村  |
| 水産物        | イワナ(養殖を除く。)     | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)              |
|            | ヤマメ(養殖を除く。)     | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。) |
| 肉          | イノシシの肉          | 全域   |
|            | クマの肉            | 全域   |
|            | シカの肉            | 全域   |
| その他        | 茶               | 渋川市  |
| <b>埼玉県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 野菜類        | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町  |
| <b>千葉県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 野菜類        | 原木シイタケ(露地栽培)    | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市                              |
|            | 原木シイタケ(施設栽培)    | 富津市、山武市  |
|            | タケノコ            | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町                                   |
| 水産物        | ギンブナ            | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)                                  |
| 肉          | イノシシの肉          | 全域   |
| その他        | 茶               | 成田市  |
| <b>新潟県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 肉          | クマの肉            | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)  |
| <b>山梨県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 野菜類        | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村   |
| <b>長野県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 野菜類        | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村  |
| <b>静岡県</b> |                 | <b>出荷制限</b>  |
| 野菜類        | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町   |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月28日現在

| 福島県                        |   | 出荷制限 |
|----------------------------|---|------|
| 原乳                         | H23.3.21～: 下記の地域以外。<br>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町<br>H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、湊川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、坂町、祭町、いわき市<br>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町<br>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（福島市（うち）鳥崎、大内、川子及び境崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）<br>H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋幡、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字洋津及び原町区原字和田城の区域を除く。）<br>H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、櫻枝村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）         |      |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、カキナ)        | H23.3.21～: 下記の地域以外。<br>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、坂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村<br>H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村<br>H23.3.21～5.25解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋幡、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）<br>H23.3.21～6.1解除: 郡山市、猿賀町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、玉川村<br>H23.3.21～11.4解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）                         |      |
| その他すべて                     | H23.3.23～: 下記の地域以外。<br>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、坂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村<br>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村<br>H23.3.23～5.25解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋幡、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）<br>H23.3.23～6.1解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、玉川村<br>H23.3.23～11.4解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）                         |      |
| 結球性葉菜類(キャベツ等)              | H23.3.23～: 下記の地域以外。<br>H23.3.23～4.27解除: 喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村<br>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、桑折町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、坂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村<br>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋幡、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）<br>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）                            |      |
| アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～: 下記の地域以外。<br>H23.3.23～4.27解除: 白河市、天ヶ原、棚倉町、佐祭町、活石町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村<br>H23.3.23～5.4解除: いわき市<br>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、櫻枝村、只見町<br>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋幡、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村<br>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |      |
| カブ                         | H23.3.23～: 下記の地域以外。<br>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、園見町、川俣町、新地町<br>H23.3.23～5.23解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）<br>H23.3.23～11.4解除: 本宮市<br>H23.3.23～11.4解除: 伊達市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）  |      |
| 野菜類                        | H23.3.23～: 下記の地域以外。<br>H23.3.23～5.4解除: 伊達市、須賀川市、喜多方市、南相馬市、漁江町、双葉町、大熊町、富岡町、川俣町、高尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |      |
| 原木しいたけ(露地栽培)               | H23.4.19～: 福島市<br>H23.4.25～: 本宮市<br>H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町<br>H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）  |      |
| 原木しいたけ(施設栽培)               | H23.7.19～: 伊達市<br>H23.7.22～: 新地町<br>H23.7.19～: 本宮市<br>H23.11.14～: 川俣町<br>H23.10.31～: いわき市   |      |
| 原木ナメコ(露地栽培)                | H23.9.8～: 棚倉町、古殿町（※苔根菌に属する野生キノコに限る）<br>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、園見町、川俣町、鏡石町、石川町、漁江町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、坂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、櫻枝村   |      |
| キノコ類(野生のものに限る。)            | H23.10.18～: 喜多方市<br>H24.4.10～: 昭和村<br>H24.10.11～: 錦町<br>H24.10.18～: 金澤坂下町、北塙原村  |      |
| たけのこ                       | H23.5.9～: 伊達市、三春町<br>H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村<br>H23.5.9～5.30解除: 平田村<br>H23.5.8～6.8解除: いわき市<br>H24.4.4～: いわき市<br>H23.5.9～6.21解除: 天栄村<br>H23.5.13～6.21解除: 国見町<br>H24.4.16～: 福島市、新地町<br>H24.4.23～: 広野町<br>H24.5.2～: 二本松市、大玉村<br>H24.5.3～: 須賀川市<br>H24.6.25～: 駒山市   |      |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。)      | H24.4.16～: 伊達市、川俣町<br>H23.5.8～: 福島市、桑折町、田村市、相馬市、広野町<br>H24.4.5～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町<br>H24.5.2～: 福島市、白河市、坂町、新地町<br>H24.5.10～: 大玉村、西郷村<br>H24.5.14～: 川俣町<br>H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町<br>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町<br>H24.5.2～: 福島市、二本松市<br>H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、漁町<br>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村<br>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村<br>H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町<br>H24.5.2～: いわき市、二本松市<br>H24.5.10～: 相馬市、伊達市<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町<br>H24.5.10～: いわき市、伊達市、桑折町<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町、天栄村  |      |
| たらのめ(野生のものに限る。)            | H24.5.10～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町、天栄村  |      |
| ふきのとう(野生のものに限る。)           | H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町<br>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町   |      |
| くさそてつ(ごごみ)                 | H24.5.2～: 福島市、二本松市<br>H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、漁町<br>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村<br>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村<br>H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町<br>H24.5.2～: いわき市、二本松市<br>H24.5.10～: 相馬市、伊達市<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町<br>H24.5.17～: いわき市、伊達市、桑折町<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町、天栄村  |      |
| こしあぶら                      | H24.5.10～: いわき市、二本松市<br>H24.5.14～: 三春町<br>H24.5.17～: いわき市、伊達市、桑折町<br>H24.5.20～: 喜多方市、福島市、川俣町  |      |
| ぜんまい                       | H24.5.10～: いわき市、二本松市<br>H24.5.14～: 三春町<br>H24.5.17～: いわき市   |      |
| わらび                        | H24.5.10～: いわき市、伊達市<br>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町  |      |
| ウメ                         | H23.6.2～: いわき市、伊達市<br>H24.6.4～: 国見町   |      |
| ユズ                         | H23.6.6～H24.7.1解除: 福島市、南相馬市<br>H23.10.14～: 伊達市、桑折町  |      |
| クリ                         | H24.4.10～: いわき市<br>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市  |      |
| キウイルーツ                     | H23.12.6～: 报馬市、南相馬市   |      |

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月28日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月28日現在

| 青森県             |  | 出荷制限                        |
|-----------------|--|-----------------------------|
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：十和田市、南上市  |                             |
|                 | H24.10.30～：青森市   |                             |
| 水マダラ            | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東成沢尻灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で限られた海域       | まれた海域                       |
| 当手県             |  | 出荷制限                        |
| たけのこ            | H24.6.31～：一関市、奥州市  |                             |
| 木本(木づけ)(露地栽培)   | H24.11.2～：一関市、奥州市  |                             |
|                 | H24.4.13～：陸前高田市、佐野町  |                             |
| 原木(木づけ)(露地栽培)   | H24.4.20～：大船渡市   |                             |
|                 | H24.4.25～：一関市、鷹石町、奥州市、平泉町、大槌町  |                             |
|                 | H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町  |                             |
| 原木(木づけ)(露地栽培)   | H24.5.10～：鷹石町  |                             |
|                 | H24.5.10～：大船渡市、吉田町   |                             |
|                 | H24.11.2～：一関市、吉田町  |                             |
| 野菜類             | H24.11.1～：一関市、鷹石町、平泉町  |                             |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.10～：青森市   |                             |
|                 | H24.10.18～：奥州市   |                             |
|                 | H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町   |                             |
| こしあぶら           | H24.5.1～：奥州市、花巻市   |                             |
|                 | H24.5.14～：花巻市  |                             |
|                 | H24.6.15～：奥州市  |                             |
| せり(野生のものに限る。)   | H24.5.18～：佐野町  |                             |
| ばまい             | H24.5.19～：一関市、奥州市  |                             |
| わらび(野生のものに限る。)  | H24.5.19～：一関市、奥州市  |                             |
| 穀類              | H24.11.13～：鶴来市(田泽麻生村の区域に限る。)、一関市(田大町村の区域に限る。)  |                             |
| スズキ             | H24.10.25～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                     |                             |
| クロダイ            | H24.11.2～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                      |                             |
| マダラ             | H24.6.2～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                       |                             |
| イワナ(養殖を除く。)     | H24.5.8～：鶴来川(支流を含む。)及び砂利川(支流を含む。)  |                             |
| ウグイ             | H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)及び両白川のうち西十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流及び御所ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、鶴来川(支流を含む。)                  |                             |
| 牛の肉             | H23.8.3～：金城  | 糞の定める由由、検査方針に基づき管理される名牛を除く。 |
| カツの肉            | H24.9.10～：金城   |                             |
| ジンの肉            | H24.9.25～：金城   |                             |
| ヤマドリの肉          | H24.10.25～：金城  |                             |
| 宮城県             |  | 出荷制限                        |
| たけのこ            | H24.5.1～：白石市、丸森町   |                             |
|                 | H24.5.1～：南三陸町、角田市  |                             |
|                 | H24.5.1～：丸森町   |                             |
|                 | H24.3.15～：南三陸町   |                             |
|                 | H24.4.5～：村田町   |                             |
|                 | H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町  |                             |
| 野菜類             | H24.4.12～：栗原市  |                             |
|                 | H24.4.19～：石巻市  |                             |
|                 | H24.4.20～：大河原町   |                             |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.19～：栗原市、大河原町  |                             |
| くさそて(ごみ)        | H24.5.17～：大河原町、栗原市   |                             |
|                 | H24.5.17～：栗原市  |                             |
| こしあぶら           | H24.5.8～：大河原町、栗原市  |                             |
| ぜんまい            | H24.5.11～：栗原市、七ヶ宿町   |                             |
| 穀類              | H24.5.11～：大河原町   |                             |
| ソバ              | H24.11.19～：栗原市(白井成村の区域に限る。)  |                             |
| クロダイ            | H24.8.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県仙台大高周時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市社底山島大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域  |                             |
|                 | H24.11.8～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市社底山島大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域   |                             |
| スズキ             | H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県仙台大高周時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市社底山島大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域  |                             |
| ヒラメ             | H24.10.25～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県仙台大高周時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市社底山島大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域 |                             |
| マダラ             | H24.5.2～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                       |                             |
|                 | H24.4.28～：宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域  |                             |
| ヒガングフ           | H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県仙台大高周時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市社底山島大高周時海岸線に至る範囲で限られた海域   |                             |
| ヤマメ(養殖を除く。)     | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |                             |
| イワナ(養殖を除く。)     | H24.5.14～：大河原町の阿武隈川(支流を含む。)及び名取川の放水渠大河原の上流(支流を含む。)   |                             |
|                 | H24.5.24～：三河川のうきは原ダムの上流(支流を含む。)及び北川(支流を含む。)ただし、南川及びその支流並びに豊川4号堰堤の上流を除く。)   |                             |
|                 | H24.5.28～：江戸川のうきは原ダムの上流(支流を含む。)及び北川(支流を含む。)ただし、南川及びその支流並びに豊川4号堰堤の上流(支流を含む。)  |                             |
| ウグイ             | H24.6.22～：大河原町のうきは原ダムの上流(支流を含む。)及び春日川のうきは原ダムの上流(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |                             |
| 牛の肉             | H24.5.1～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)   |                             |
| イノシシの肉          | H24.8.22～：角田市、丸森町、山元町  |                             |
| クマの肉            | H24.8.25～：金城   |                             |
| 山形県             |  | 出荷制限                        |
| 肉               | クマの肉   | H24.9.10～：金城                |
| 茨城県             |  | 出荷制限                        |
| 乳牛              | H23.3.23～4.10解除：全域   |                             |
| ホウレンソウ          | H23.2.1～4.17解除：全域(下記の地域を除く。)   |                             |
|                 | H23.3.21～4.16解除：北城市、高萩市  |                             |
| カボナ             | H23.2.21～4.17解除：全域   |                             |
| ハセリ             | H23.2.23～4.17解除：全域   |                             |
| タケノコ            | H24.4.8～：那珂市、小美玉市、つくばみらい市  |                             |
|                 | H24.4.19～：那珂市、小美玉市、つくばみらい市   |                             |
|                 | H24.4.20～：北茨城市、大洗町   |                             |
| 野菜類             | H23.10.3～：北茨市、行方町、鉾田市、小美玉市   |                             |
| 原本シタケ(露地栽培)     | H23.1.10～：那珂市、行方町、鉾田市、つくばみらい市  |                             |
| 原本シタケ(施設栽培)     | H23.1.10～：那珂市、行方町  |                             |
| こあぶら            | H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)  |                             |
| イングレイ           | H24.5.20～：常陸大宮市(野生のものに限る。)   |                             |
| スズキ             | H24.4.7～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                       |                             |
| ジンベエ            | H24.4.11～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                      |                             |
| ニベ              | H24.4.17～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                      |                             |
| マダラ             | H24.11.9～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                      |                             |
| ヒラメ             | H24.4.17～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、北埼3133分の範囲及び茨城県大洗町周辺域で限られた海域  |                             |
| コミカスベ           | H24.4.17～：最高高潮時海岸線上宮城県仙台市正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県仙台大高周時海岸線で限られた海域                                      |                             |
| アメリカナマズ(養殖を除く。) | H24.4.17～：那珂市、北浦及外洋漁港及びこれらの港内に進入する河川並びに陸路利根川   |                             |
| ギンブナ            | H24.4.17～：那珂市、北浦及外洋漁港及びこれらの港内に進入する河川並びに陸路利根川(支流を除く。)   |                             |
| ワカサ             | H24.5.12～：那珂市、北浦及外洋漁港及びこれらの港内に進入する河川並びに陸路利根川(支流を除く。)   |                             |
| 肉               | イノシシの肉   | H24.5.12～：金城                |
|                 | H24.5.12～：那珂市、北浦及外洋漁港(後面方針に基づき管理されるイノシシの港を除く。)   |                             |
| 栃木県             |  | 出荷制限                        |
| 茶               | H23.8.2～10.18解除：宇都宮市、那須塩原市、荒川町、足利市、佐野市、宇都宮市、荒川町、足利市、佐野市  |                             |
|                 | H23.8.2～12.4解除：大田原市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市   |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂郡、城里町   |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.5解除：宇都宮市   |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.24解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.25解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.26解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.27解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.28解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.29解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.5.30解除：宇都宮市  |                             |
|                 | H23.8.2～H24.10.11解除：つくば市   |                             |

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月28日現在

| 栃木県                  |  | 出荷制限 |
|----------------------|--|------|
| ホウレンソウ               | H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町<br>H23.3.21～4.27解除: 全域  |      |
| カキナ                  | H23.3.21～4.14解除: 全域  |      |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町<br>H24.6.7～: 鹿沼市<br>H24.8.9～: 天栄市<br>H24.8.15～: 那須町<br>H24.8.20～: 大田原市<br>H24.10.5～: 那須塩原市<br>H24.10.12～: 鹿沼郡山市<br>H24.4.5.1～: 那須塩原市、那須町<br>H24.4.10～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町<br>H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町<br>H24.4.13～: 桐木町、壬生町<br>H24.4.19～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.4.22～: 天栄村<br>H24.4.23～: 那須塩原市、那須町<br>H24.4.28～: 壬生町<br>H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、古くら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町<br>H24.5.29～: さくら市<br>H24.6.4～: 鹿沼市<br>H24.6.8～: 壬生町<br>H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H24.10.2～: 鹿沼市<br>H24.10.25～: 佐野市<br>H24.11.2～: 鹿沼市<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H24.11.12～: 那珂川町<br>H24.11.18～: 那須塩原市<br>H24.4.1～: 大田原市、那須町<br>H24.8.2～: 那須塩原市<br>H24.8.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。)<br>H24.8.2～: 那須塩原市、那須町(野生のものに限る。)<br>H24.8.5～: 那須塩原市、日光市、佐野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)<br>H24.8.15～: さくら市(野生のものに限る。)<br>H24.8.21～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.24～: 那須塩原市<br>H24.8.27～: 大田原市<br>H24.8.31～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.9.1～: 大田原市、那須町<br>H24.9.2～: 市貝町<br>H24.9.10～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む)、ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。)<br>H24.9.10～: 大田原市(支流を含む。)<br>H24.9.20～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む。))及び桐木町の那珂川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。)<br>H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び荒井川及びその支流を除く。<br>H23.8.2～: 金城<br>H23.12.2～: 金城<br>H23.12.2～: 那須塩原市、那須町<br>H23.12.2～: 金城<br>H23.6.2～: 金城<br>H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市 |      |
| 野菜類                  |  |      |
| 原木シタケ(露地栽培)          | H24.6.2～: 那須塩原市、矢板市<br>H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、古くら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町<br>H24.5.29～: さくら市<br>H24.6.4～: 鹿沼市<br>H24.6.8～: 壬生町<br>H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H24.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、古くら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町<br>H24.11.6～: 鹿沼町<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H23.11.14～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H24.10.2～: 鹿沼市<br>H24.10.25～: 佐野市<br>H24.11.2～: 鹿沼市<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H24.11.12～: 那珂川町<br>H24.11.18～: 那須塩原市<br>H24.4.1～: 大田原市、那須町<br>H24.8.2～: 那須塩原市<br>H24.8.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。)<br>H24.8.2～: 那須塩原市、那須町(野生のものに限る。)<br>H24.8.5～: 那須塩原市、日光市、佐野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)<br>H24.8.15～: さくら市(野生のものに限る。)<br>H24.8.21～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.24～: 那須塩原市<br>H24.8.27～: 大田原市<br>H24.8.31～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.9.1～: 大田原市、那須町<br>H24.9.2～: 市貝町<br>H24.9.10～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む)、ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。)<br>H24.9.10～: 大田原市(支流を含む。)<br>H24.9.20～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む。))及び桐木町の那珂川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。)<br>H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び荒井川及びその支流を除く。   |      |
| 原木ネコメ(露地栽培)          | H24.6.2～: 那須塩原市、矢板市<br>H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、古くら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町<br>H24.5.29～: さくら市<br>H24.6.4～: 鹿沼市<br>H24.6.8～: 壬生町<br>H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H24.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、古くら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町<br>H24.11.6～: 鹿沼町<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H23.11.14～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H24.10.2～: 鹿沼市<br>H24.10.25～: 佐野市<br>H24.11.2～: 鹿沼市<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H24.11.12～: 那珂川町<br>H24.11.18～: 那須塩原市<br>H24.4.1～: 大田原市、那須町<br>H24.8.2～: 那須塩原市<br>H24.8.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。)<br>H24.8.2～: 那須塩原市、那須町(野生のものに限る。)<br>H24.8.5～: 那須塩原市、日光市、佐野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)<br>H24.8.15～: さくら市(野生のものに限る。)<br>H24.8.21～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.24～: 那須塩原市<br>H24.8.27～: 大田原市<br>H24.8.31～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.9.1～: 大田原市、那須町<br>H24.9.2～: 市貝町<br>H24.9.10～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む)、ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。)<br>H24.9.10～: 大田原市(支流を含む。)<br>H24.9.20～: 那須塩原市(うち大田原市見附川内の底面(支流を含む。))及び桐木町の那珂川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。)<br>H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び荒井川及びその支流を除く。   |      |
| くさでつ(ごごみ)(野生のものに限る。) | H24.8.2～: 那須塩原市  |      |
| こしあぶら(野生のものに限る。)     | H24.8.2～: 那須塩原市(野生のものに限る。)   |      |
| さんしょう(野生のものに限る。)     | H24.8.2～: 那須塩原市<br>H24.5.14～: 大田原市<br>H24.5.18～: 那須塩原市   |      |
| ぜんまい(野生のものに限る。)      | H24.8.2～: 大田原市、那須町   |      |
| たのめ(野生のものに限る。)       | H24.8.2～: 那須塩原市  |      |
| わらひ(野生のものに限る。)       | H24.8.2～: 那須塩原市  |      |
| クリ                   |  |      |
| 水産物                  |  |      |
| ヤマメ(養殖を除く。)          | H24.6.10～: 那須塩原市見附川のうち日光市見附町内の底面(支流を含む)、ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。)   |      |
| イワナ(養殖を除く。)          | H24.6.10～: 那須塩原市見附川のうち日光市見附町内の底面(支流を含む。)   |      |
| ウグイ(養殖を除く。)          | H24.6.7～: 鹿沼川(支流を含む。)及び桐木町の那珂川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。)<br>H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び荒井川及びその支流を除く。   |      |
| 牛の肉                  | H23.8.2～: 金城   |      |
| 肉 インシジンの肉            | H23.12.2～: 金城  |      |
| シカの肉                 | H23.12.2～: 金城  |      |
| その他                  |  |      |
| 茶                    | H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市   |      |
| 群馬県                  |  | 出荷制限 |
| ホウレンソウ               | H23.3.21～4.8解除: 全域   |      |
| カキナ                  | H23.3.21～4.8解除: 全域   |      |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.9.25～: 那須町、東吾妻町、那珂村<br>H24.10.10～: 高山村<br>H24.10.15～: 犀ヶ尾町<br>H24.10.23～: 長野原町<br>H24.11.13～: みなかみ町  |      |
| 水産物                  |  |      |
| ヤマメ(養殖を除く。)          | H24.4.27～: 那須川のうち岩島橋から東吾妻電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの底面(支流を含む。)、小牛川(支流を含む。)及び薪ノ木川(支流を含む。)   |      |
| イワナ(養殖を除く。)          | H24.4.27～: 那須川(支流を含む。)   |      |
| ウグイ(養殖を除く。)          | H24.6.8～: 那須川のうち岩島橋から東吾妻電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの底面(支流を含む。)及び那須川(支流を含む。)   |      |
| イシジンの肉               | H24.10.10～: 金城   |      |
| 肉 グマの肉               | H24.9.10～: 金城  |      |
| シカの肉                 | H24.11.14～: 金城   |      |
| その他                  |  |      |
| 茶                    | H23.6.30～H24.5.28解除: 桐木市   |      |
| 埼玉県                  |  | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.10.18～: 鶴巻町、皆野町<br>H24.10.29～: ときがわ町<br>H24.11.5～: 鳩山町   |      |
| 千葉県                  |  | 出荷制限 |
| ホウレンソウ               | H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町   |      |
| ショウギク、チングクサイ、サンチュ    | H23.4.4～4.22解除: 旭市   |      |
| ハセリ                  | H23.4.4～4.22解除: 旭市   |      |
| セルリー                 | H24.4.5～: 市原市、木更津市<br>H24.4.9～: 瑞穂町、我孫町<br>H24.4.11～: 朝霞市、白井市、八千代市<br>H24.4.15～: 佐倉市<br>H24.4.19～: いすみ市<br>H24.5.11～: 鹿嶋市、君津市  |      |
| 農産物                  |  |      |
| タケノコ                 | H24.3.1～: 那須塩原市、那須町<br>H24.11.22～: 佐倉市<br>H24.2.23～: 朝霞市<br>H24.2.28～: いすみ市<br>H24.3.15～: 朝霞市  |      |
| 原木シタケ(露地栽培)          | H24.2.23～: 那須塩原市<br>H24.3.10～: 朝霞市<br>H24.3.15～: いすみ市<br>H24.4.10～: 白井市<br>H24.4.18～: 佐倉市、八千代市<br>H24.5.18～: 山武市<br>H24.11.14～: 富津市  |      |
| 水産物                  |  |      |
| ギンブナ                 | H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)   |      |
| 肉 インシジンの肉            | H24.11.5～: 金城  |      |
| その他                  |  |      |
| 茶                    | H23.6.2～: 成田市<br>H23.6.2～9.7解除: 大網白里町<br>H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市<br>H23.8.2～H24.5.25解除: 佐野市<br>H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市   |      |
| 神奈川県                 |  | 出荷制限 |
| その他                  | H23.6.2～8.29解除: 南足柄市<br>H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町<br>H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村<br>H23.8.23～10.26解除: 相模原市<br>H23.8.27～9.26解除: 中郡町<br>H23.8.2～9.26解除: 小田原市<br>H23.8.2～11.10解除: 鳴門町<br>H23.8.2～H24.10.19解除: 清水町   |      |
| 新潟県                  |  | 出荷制限 |
| 肉 クマの肉               | H24.11.5～: 金城(佐渡市及び新潟市村上市を除く。)   |      |
| 山梨県                  |  | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村   |      |
| 長野県                  |  | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.9.30～: 脇井町、御代田町<br>H24.10.1～: 小諸町、南牧村<br>H24.10.11～: 佐久町   |      |
| 静岡県                  |  | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。)      | H24.11.5～: 御殿場市、小山町  |      |

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績: 平成24年11月28日現在

| 福島県                       |             | 摂取制限   |
|---------------------------|-------------|--|
|                           |             | H23.3.23～下記の地域以外   |
|                           |             | H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村  |
|                           |             | H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村   |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)     |             | H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)   |
|                           |             | H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村  |
|                           |             | H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村  |
|                           |             | H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)  |
|                           |             | H23.3.23～下記の地域以外   |
|                           |             | H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村   |
|                           |             | H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村   |
| 野菜                        |             | H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村   |
|                           |             | H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)   |
|                           |             | H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)   |
|                           |             | H23.3.23～下記の地域以外   |
|                           |             | H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)   |
|                           |             | H23.3.23～5.4解除: いわき市   |
| アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等) |             | H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村   |
|                           |             | H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町   |
|                           |             | H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 |
| 原本しいたけ(露地)                |             | H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)   |
|                           |             | H23.4.13～: 館林村   |
|                           |             | H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)  |
| キノコ類(野生のものに限る。)           |             | H23.9.15～: いわき市、棚倉町  |
|                           |             | H23.9.20～: 南相馬市  |
| 水産物                       | イカナゴの稚魚     | H23.4.20～ 全域<br>H24.6.22解除:  |
|                           | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)   |
| 肉                         | イノシシの肉      | H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村<br>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村  |

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象